

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成29年4月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アヤハディオ大津店 大津市におの浜一丁目1番3号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 綾羽株式会社 大阪市中央区南本町三丁目6番14号 代表取締役 河本英典
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
平日 9時30分から19時30分まで
土曜日、日曜日および祝日 9時から19時30分まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
平日 9時から19時30分まで
土曜日、日曜日および祝日 8時50分から19時30分まで
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 8時から21時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 7時30分から21時30分まで
- 4 変更年月日 平成29年3月30日
- 5 変更の理由 営業施策の変更のため
- 6 届出年月日 平成29年3月29日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 平成29年4月10日から平成29年8月10日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成29年8月10日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号